

(和泉紡績)

一、賃金二割値上ノコト

但シ従来ノ手当一割ヲ本給ニ繰入ル、コト

一、食堂ヲ改良スルコト

一、洗面所、水ヲ常時自由ニ噴出スル様ナスコト

一、病院、醫師代診ヲ辞ヒシムルコト

(岸和田紡績春木工場)

一、日給三割増給(請負者ニ三割値上)

一、夜業手当一割支給スルコト

一、會社ノ都合上解雇スル場合ハ解雇手当百日

分以上ヲ支給シ、勤績一ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス

ニ五日分宛ニ加算支給スルコト

外ニ豫告手当十四日分以上ヲ支給スルコト

一、負傷手当ハ療養中儲ケ高金額ヲ支給シ費用